

自転車みんなで交通安全

自転車 ルールを守って安全にGO!

佐藤弘道と
ビーボくんファミリー

安全のため、
ヘルメットをかぶろう！



よい子はみんなかぶろうね。
交差点では、信号守って、
安全確認忘れずに!

OK

危ないから、
ゼッタイやめよう！



携帯電話の使用、傘さし運転、
夜道に無灯火、2人乗り、
危険な運転禁止!

NG

車とともに、人とともに。
FOR MORE COMPLICATION
警視庁

R100
SAFETY MARKER

自転車の通行方法



自転車の通行する場所

自転車は、原則として車道を通行しなければなりません。道路(車道)の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

右側通行禁止

※一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行する場合も同じです。

歩道を通行するときは、歩行者優先で車道寄り通行してください。

普通自転車が歩道を通行することができる場合



- 歩道に普通自転車歩道通行可の標識等があるとき。
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

次の場合は、その指定された方法に従って通行してください。

自転車は、路側帯(歩行者用路側帯を除く)を通行することができます

※歩行者の通行を妨げない速度と方法で通行してください。

路側帯

歩道のない道路で、歩行者や自転車の通行のための路端寄りの道路標示によって区画された部分

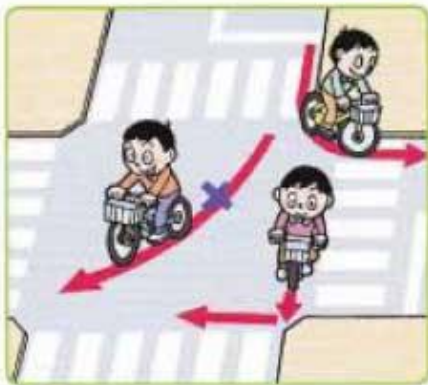


白線1本、白線1本と点線は通行できます。



白線2本は歩行者用路側帯ですので、通行できません。

■ 交差点での右左折 ■■■



左折するとき 交差点を左折するときにはできる限り「車道の左側端」に沿って徐行しなければなりません。

右折するとき 交差点での右折は、斜めに走行することはできません。

二輪歩道 歩道は歩行者優先の道路であり、自転車は原則として歩道には通行できません。歩道に通行する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩道に併走する必要があります。

横断するとき 〇交差点またはその付近に自転車横断帯がある場合は、これによって横断してください。 〇横断歩道だけの場合、歩行者の通行を妨げずおそれがないときは自転車に乗って横断歩道を渡ることができますが、横断歩道上を通行するときに歩行者がある場合は、自転車から降りて押しして横断するようにしてください。



自転車マナーカードをきりとり緑から切り取って、常に携帯しましょう！ 自転車安全利用5則をしっかりと覚えてね！



■ 一時停止・徐行 ■■■

道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前(停止線がなければ交差点の直前)で一時停止し、安全を確認しなければなりません。



道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合、左右の見とおしのかかない交差点に入ろうとし、または交差点内で左右の見とおしのかかない部分を通行しようとするとき、勾配の急な下り坂を通行するときなどは、徐行しなければなりません。

注意 一方通行を逆方向に通行している場合(自転車以外の補助標識あり)、交差点に「一時停止」の標識がなくても、必ず止まって右左の安全を確認しましょう。

自転車マナーカード

自転車安全利用五則

- 〇自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 〇車道は左側を通行(右側通行禁止)
- 〇歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 〇安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並走の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での優先通行一時停止、安全確認
- 〇子供はヘルメットを着用

====ルールとマナーを守って正しい走行を!====



**酒気を帯びての
運転の禁止**

★5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔いの運転)



**運転中の携帯電話
使用等の禁止**

★5万円以下の罰金



二人乗りの禁止

★2万円以下の罰金
または料料



**傘差し
運転等の禁止**

★5万円以下の罰金



**他の自転車との
並進の禁止**

★2万円以下の罰金
または料料
※3歳未満の子供が乗る自転車は2人
までに乗ることができません。



**夜間の無灯火
運転の禁止**

★5万円以下の罰金



歩行者妨害の禁止

★2万円以下の罰金
または料料



信号無視の禁止

★3ヵ月以下の懲役
または5万円以下の罰金

お名前 _____

年齢 _____ 性別 _____

住所 _____

〒 _____

郵便番号



**乗車用ヘルメットを
着用しよう!**



子供の保護者は、3歳未満の子供が自転車も運転するときは、幼児用乗車用ヘルメットを着用させるようしましょう。